

木曽川・笠松エリア利用調整協議会について

1. 目的・事業における協議会の位置づけ

1) 協議会の目的（要綱より）

第2条 協議会は、木曽川河川敷に位置する「笠松みなと公園」を中心とする河川エリアにおいて、周辺施設や歴史・文化等の笠松町が持つ地域資源と連携した水辺の利活用方法を検討し、水辺とまちが一体となったにぎわいの創出とまちの活性化を継続的に推進することを目的とする。

2) 協議会の位置づけ

①協議会の所掌事務（要綱より）

第3条 協議会は、以下の事務を所掌する。

- (1) 河川敷地占用許可準則第22条に定める「都市・地域再生等利用区域」に係る河川敷地の利用調整に関する協議会として、管理運営に関するルール等について意見を聴取し、地域の合意を図ること。
- (2) 河川エリアの利活用について検討・調整すること。
- (3) 河川エリアを有効に利活用しようとする事業者について意見を聴取すること。
- (4) その他、河川エリアの適正かつ公平な利活用を実現するために必要な事項。

②検討事項

(1) 都市・地域再生等利用区域の区域の指定に向けた地域の合意

- ・笠松町の活性化に向け、河川エリアでの経済活動を含めた事業の実施も重要となる。
- ・民間事業者による恒常的な河川区域の占用など、「河川敷地占用許可準則」が緩和される『都市・地域再生等利用区域の指定』を活用する。

→河川エリアでの事業が笠松町の活性化に結び付くためには、地域・地元の一体化が重要

→事業が笠松町の活性化につながるものであるか当協議会で内容を確認し、地域としての合意を図る：ベースは「リバーサイドタウンかさまつ計画」

→利用区域指定に必要な、「河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域合意を図らなければならない」点に関する協議会に位置づける

→占用主体は「笠松町」を予定（協議会や事業者も可能）

→「区域において占用の許可を受けることができる施設」についても本協議会で確認（将来的な要望を踏まえる）

- ・広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路含む。）
- ・（上記施設と一体をなす）飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ・日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ・その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

※事業としては、将来的に河川エリアを「三角地」まで拡大し、「にぎわい交流施設（中核施設）」などハード整備の展開も想定。

(2) 河川エリアの利活用についての検討・調整および事業者への意見聴取

・利用調整として、具体的には下記の4段階で進めることを想定する。

- ①「リバーサイドタウンかさまつ計画」の主旨に則し、河川エリアの利活用の内容について調整を図る。
- ②河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域に指定されるため、河川エリアの利活用の内容の調整を図る。
- ③都市・地域再生等利用区域の指定後において、河川エリアの利活用について課題が発生した場合、その解決の調整を図る。
- ③河川エリアの利活用に関する社会実験の実施内容について調整を図る。

(3) 社会実験の企画・実施・評価

- ・協議会委員の意見を踏まえ、要望等があれば調整により決定する。
- ・今年度は、実験参加者をクローズ型（関係者）で依頼するものとし、その結果を踏まえ次年度以降は一般公募で参加を得る。
- ・今後の協議会における効果検証のため、定量的・定性的な評価を実施する。

(4) 事業計画

- ・今年度は別紙(社会実験計画等)に示す事業を計画する。

2. スケジュール

年度	R3									R4~
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~
計画				事業計画案			都市・地域再生等 利用区域の指定等 申請			●-----> ・次期計画 ・将来に向けた 体制構築 ----->
かわまちづくり 協議会		設立準備		1 【第1回】 ・委嘱、要綱 ・RSTかさまつの概 要、制度（都市・ 地域再生等利用 区域）について ・協議会の位置づけ ・事業内容 ・社会実験計画	2 【第2回】 ・社会実験計画の 具体的内容・準 備等 ・都市・地域再生 等利用区域申請 内容 ・その他調整事項	3 【第3回】 ・社会実験（中 間）結果 ・今後の取り組み について（次年 度事業計画）				
社会実験				実施内容検討			事業者調整 関係者調整			社会実験実施 評価、 今後の 展開検討>
関係機関協議	・協議会参画 ・事業内容説明 →国、商工会、 漁協、自治会等			・社会実験の実施内容 ・協働依頼 →国、商工会、漁協、競馬場、松波病院等 ・計画にむけた事業内容（水面、馬、事業者（人）等） ・都市・地域再生等利用区域の指定 →国、名鉄、漁協、競馬場、庁内各課等						